

平成26年第4回砂川市議会定例会

平成26年12月8日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 26年 3定 平成25年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて
議案第11号 て
26年 3定 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求め
議案第12号 ることについて
26年 3定 平成25年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を定める
議案第13号 ことについて
26年 3定 平成25年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を定めるこ
議案第14号 とについて
26年 3定 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求
議案第15号 めることについて
26年 3定 平成25年度砂川市病院事業会計決算の認定を定めることに
議案第16号 ついて
- 日程第 6 議案第 5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の制定について
議案第 6号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の制定について
議案第 7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の制定について
議案第 4号 砂川市オートスポーツランド条例の制定について
議案第 8号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する
条例の制定について
議案第 9号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第10号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第3号 平成26年度砂川市病院事業会計補正予算

[予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

小黑 弘議員

辻 勲議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第2 会期の決定

自 12月 8日 3日間

至 12月10日

日程第3 主要行政報告

日程第4 教育行政報告

日程第5 26年 3定 平成25年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて
議案第11号

26年 3定 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求め
議案第12号 ることについて

26年 3定 平成25年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求め
議案第13号 ことについて

26年 3定 平成25年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求め
議案第14号 とについて

26年 3定 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求め
議案第15号 ることについて

26年 3定 平成25年度砂川市病院事業会計決算の認定を定めること
議案第16号 について

日程第6 議案第5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の制定について

議案第6号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

- 議案第 7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市オートスポーツランド条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 平成26年度砂川市病院事業会計補正予算
[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議 長	東	英	男	君	副議長	飯	澤	明	彦	君
議 員	一ノ瀬	弘	昭	君	議 員	増	山	裕	司	君
	増	井	浩	一	君		水	島	美	喜
	多比良	和	伸	君			土	田	政	己
	小	黒	弘	君			北	谷	文	夫
	尾	崎	静	夫	君		沢	田	広	志
	辻		勲	君						

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善	岡	雅	文
砂川市教育委員会委員長	中	村	吉	宏
砂川市監査委員	奥	山		昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其	田	晶	子
砂川市農業委員会会長	渡	邊	勝	郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角	丸	誠	一
病院事業管理者	小	熊		豊

総務部	長	湯	浅	克	己
兼會計管理					
市民部	長	高	橋		豊
経済部	長	佐	藤		進
経済部	審議	田	伏	清	巳
建設部	長	古	木	信	繁
建設部	技監	山	梨	政	己
病院事務局	長	氏	家		実
総務課	長	安	田		貢
政策調整課	長	熊	崎	一	弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教	育	長	井	上	克	也
教	育	次	和	泉		肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監	査	事	務	局	局	長	中	出	利	明
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	湯	浅	克	己
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農	業	委	員	会	事	務	局	局	長	佐	藤	進
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事	務	局	局	長	河	端	一	寿	
事	務	局	次	長	高	橋	伸	二	
事	務	局	主	幹	佐	々	木	純	人
事	務	局	係	長	杉	村	有	美	

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから平成26年第4回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、小黑弘議員及び辻勲議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月10日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 東 英男君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

4ページ、総務部市長公室課の関係では、5点目の砂川市「くらしの便利帳」について、市政ガイドブックの全世帯への配布は、平成14年度に実施して以来10年以上経過していることから、株式会社そうごう旭川支店との協働事業として、「くらしの便利帳付電話帳」を発行したところであります。

次に、6点目の砂川市政功労表彰式について、11月3日、地域交流センターゆうにおいて、市政功労者1名、善行者1名の表彰及び永住功労者103名、高額寄附5件に対し感謝状の贈呈を行ったところであります。

次に、5ページ、7点目の市民活動等ステップアップ講座について、9月11日、18

日、地域交流センターゆうにおいて、市民活動団体等の活動を担っていく人材の育成と確保を目的に、市民活動、地域活動、まちづくりに関心、興味をお持ちの方々を対象に全2回の「市民活動等ステップアップ講座」を開催いたしました。講座では講師からの講話のほか、NPO法人の設立や組織運営をテーマにワークショップを実施し、受講者16人、延べ30人の参加があったところであります。

次に、9点目の砂川市町内会連合会との懇談会について、11月11日、砂川市町内会連合会役員と理事者及び各部長との懇談会を開催し、市に対する要望について意見交換を行ったところであります。

次に、10点目の砂川市地域防災訓練の実施について、9月28日、地域交流センターゆうにおいて、水害が発生したことを想定した地域防災訓練を開催し、地域交流センターゆうを避難所として指定している町内会・砂川地区広域消防組合・砂川警察署・陸上自衛隊滝川駐屯地・砂川防火協力会・北海道開発局札幌開発建設部・砂川青年会議所に協力を要請し、183人の参加があったところであります。当日は、住民避難訓練・避難行動要支援者支援訓練・土のうづくり訓練・救急訓練・簡易居住場所づくり訓練・救援物資配布訓練等を実施したところであります。

次に、6ページ、政策調整課の関係では、4点目の中空知定住自立圏共生ビジョンの策定について、11月20日、民間や地域の関係者を構成員として設置した中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会において、3回にわたり意見交換等を行い、共生ビジョン懇談会で出された意見及びパブリックコメントで寄せられた意見等を踏まえた共生ビジョン案が11月17日に開催された中空知定住自立圏構想推進会議において承認され、平成26年度から平成30年度までの5年間を期間とする中空知定住自立圏共生ビジョンを策定したところであります。

次に、5点目の予約型乗合タクシーの実証調査運行に向けた市民説明会及び老人クラブ等説明会について、8月28日から10月1日まで、10月から行う予約型乗合タクシーによる実証調査運行について市民説明会及び老人クラブ等説明会を全24回開催し、延べ287人の出席があったところであります。

次に、7ページ、6点目の砂川市第6期総合計画における事務事業進行管理の実施結果の公表について、第6期総合計画第1次実施計画に掲げる307事務事業について、実績額・成果指標・活動指標の達成度やその理由などを自己分析する進行管理を行い、その結果をホームページ及び情報公開コーナーにおいて公表したところであります。

次に、9ページ、市民部市民生活課の関係では、7点目の交通安全運動の推進について、(2)に主な啓発事業を記載してございますが、9月29日、交通安全祈願式典・交通事故をなくする市民集会を市内の団体、個人など230人の参加により実施したところであります。

次に、20ページ、建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まい

る助成金について、各事業の8月から10月までの交付件数及び交付金額は、(1)、永く住まいる住宅改修助成事業は18件、375万円、(2)、まちなか住まいる等住宅建設又は購入助成事業は6件、273万8,000円、(3)、高齢者等安心住まいる住宅改修助成事業は2件、32万6,000円をそれぞれ交付したところであります。

次に、8点目の老朽住宅除却費助成事業について、8月から10月までの交付件数は2件、交付金額は32万4,000円を交付したところであります。

次に、9点目の住宅用太陽光発電システム導入費助成事業について、8月から10月までの交付件数は7件、交付金額は82万円を交付したところであります。

次に、21ページ、市立病院の関係では、1点目の病院祭について、9月27日、地域住民との触れ合いを深め信頼され期待される病院を目指すため、第4回病院祭を開催いたしました。病院祭では、講演会、餅つきなどのイベントやジャグリングショー、盲導犬チャリティーコンサート、ボランティアラーメンのほか、職員による各体験コーナーなどを実施し、約850人の来場があったところであります。

次に、2点目の地域包括ケア病棟について、11月1日、平成26年度診療報酬改定において新設された地域包括ケア病棟について、国が定める施設基準の要件が整ったことから、7階西病棟44床を地域包括ケア病棟として運用を開始したところであります。

以上申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 東 英男君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の中央小学校公開研究会の開催についてであります。11月6日、学校課題の解決と児童・生徒への指導力の向上を目指して、公開研究会を中央小学校において開催いたしました。研究主題を「自分の思いを豊かに表現する子どもの育成」とし、副題を「書くことの指導を通して」としたこの公開研究会には、管内から約120名の教師、関係者が参加し、公開授業と分科会で熱心な研究・討議が行われました。

2点目の各種行事の開催についてであります。1、小・中・高等学校合同音楽会につきましては、10月24日、児童生徒が発表の場を通して交流し、情操の涵養と芸術・文化への理解・関心が高められるようにと、第56回小・中・高等学校合同音楽会を地域交流センターゆうで開催いたしました。市内小中高等学校の児童生徒495人が合唱・合奏・吹奏楽で出演いたしました。

(2)、砂川市書道美術作品展につきましては、10月31日から11月13日まで、

地域交流センターゆうで砂川市書道美術作品展を開催いたしました。展示作品は、市内の幼稚園、小学校、中学校から出展され、絵画が290点、書道257点、篆刻7点、ステンドグラス6点の合計560点でありました。

次に、社会教育課所管について申し上げます。2ページをごらんいただきます。3点目の生涯学習市民の集い「いってみよう！やってみよう！2014」についてであります。9月27日、公民館において、社会教育委員の会議が主催する「生涯学習市民の集い」を市民など280名の参加を得て開催いたしました。当日は、北海道三井化学、三共建具工業、北海道新聞社滝川支局、公民館グループ・サークル、百人一首サポーター、図書館ボランティア、郷土研究会などの協力を得て、参加者はスライムづくり、木工、新聞記者体験、絵手紙、ソーブカービング、百人一首、シールづくり、ストラップづくりなど多彩な体験活動を行いました。

4点目の秋のあいさつ運動強調週間についてであります。5月に実施された春のあいさつ運動強調週間に続き、10月8日から10日まで、市内小中高校、PTA、町内会、老人クラブ、ボランティア団体など60団体、2,284名の参加を得て実施し、市民が子供の登校に合わせ、市内各所で挨拶を交わしました。あいさつ運動は、学校・家庭・地域が協力し、心豊かな子供の育成に努めることを目的として、平成12年にスタートいたしました。本年度は自主的な活動の推進を図るため、これまでの4日間から3日間に、春と秋の強調週間の日数を変更して実施いたしましたが、昨年度を上回る春秋合わせて4,333名の参加がありました。また、これに先立つ9月25日、公民館において、あいさつ運動推進委員会が主催する「あいさつ運動フォーラム」を市民32名の参加を得て開催いたしました。当日は、「あいさつと地域づくり」と題した藤岡等氏による講話や市内4団体の代表者による活動報告、あいさつ運動標語入選者の表彰式が行われ、あいさつ運動への啓発を行いました。

5点目のジャリン子ハロウィーンについてであります。10月25日、地域交流センターゆう等において、「ジャリン子ハロウィーン」を約360名の市民や協力者の参加を得て開催いたしました。当日は、すながわスイートロード協議会、砂川商店会連合会、国際交流ふれあい委員会、ゆうゆうクラブ、砂川市子ども会育成団体連絡協議会、NPO法人ゆう、SUBACOが実行委員会を組織し、砂川高校ESS部と砂川市近隣のALT12名の協力を得て、ハロウィーンの帽子・マントの衣装作製、交流会、ファッションショー、商店街でのパレードなどを実施いたしました。

3ページをごらんいただきます。公民館所管について申し上げます。2点目の第47回砂川市民文化祭についてであります。本年度の市民文化祭は、芸能部門を10月12、13日に地域交流センターゆうを会場として、文芸展示部門を24日から26日までの3日間公民館を会場として、市民文化祭実行委員会が主催して開催いたしました。文化祭への参加状況につきましては、芸能部門で発表者31団体398名、鑑賞者延べ1,270

名、文芸展示部門で41団体508名、鑑賞者延べ892名となりました。

3点目の郷土資料室特別展「地図展」についてであります。10月17日から11月30日までの45日間にわたり、郷土資料室特別展示コーナーにおいて、郷土資料室が所蔵している地図など資料10点の展示を行いました。期間中の来館者は1,018名でありました。

4ページをごらんいただきます。図書館所管について申し上げます。1点目の図書館リサイクル市についてであります。10月5日、公民館において、図書館で不要となった本を市民に提供し、再活用していただく図書館リサイクル市を実施いたしました。当日は145名の来場があり、用意していた約3,000冊のうち、1,541冊を市民の皆さんに提供いたしました。

次に、スポーツ振興課所管について申し上げます。5ページをごらんいただきます。3点目のはまなす国体開催記念・北海道中学生剣道錬成大会についてであります。9月21日、総合体育館で第25回大会が開催され、本市の錬心館（女子）が見事準優勝いたしました。当日は、全道各地から146チーム、選手847名、監督138名の参加があり、このほか役員や観客等を含めて来館者は1,330名でありました。

以上を申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

- ◎日程第5 26年3定議案第11号 平成25年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
- 26年3定議案第12号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 26年3定議案第13号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 26年3定議案第14号 平成25年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 26年3定議案第15号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
- 26年3定議案第16号 平成25年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第5、26年第3回定例会議案第11号 平成25年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第12号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第13号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第14号 平成25年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第15号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第16号 平成25年度砂

川市病院事業会計決算の認定を求めることについての6件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長 土田政己君（登壇） 平成26年第3回市議会定例会において決算審査特別委員会に付託されました議案第11号から第16号までの平成25年度一般会計、特別会計並びに事業会計の決算について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

9月10日に委員会を開催し、委員長に私土田、副委員長に増井浩一委員が選出され、10月1日に委員会を開催し、付託されました6会計決算について慎重に審査し、議案第11号から第16号まで簡易による採決の結果、各会計いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 東 英男君 これより決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑を終わります。

これより26年第3回定例会議案第11号から第16号までの討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第11号から第16号までを一括採決します。

本案を、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

- ◎日程第6
- 議案第 5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第 6号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第 7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第 4号 砂川市オートスポーツランド条例の制定について
 - 議案第 8号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 9号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条

例の制定について

議案第10号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第3号 平成26年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第6、議案第5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第6号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第4号 砂川市アウトスポーツランド条例の制定について、議案第8号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第3号 平成26年度砂川市病院事業会計補正予算の10件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から議案第5号、第6号、第7号、第9号、第10号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について市の条例で定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

このことに関しまして、若干ご説明を加えさせていただきます。本条例では、施設型給付及び地域型保育給付を受けるための基準を定めるものであり、市立の保育所、保育園が対象となりますが、公立の施設につきましては施設型給付となりましても、既に一般財源化されておりますので、その内容に変更はありません。特定教育・保育施設とは、施設型給付の対象となる保育所、幼稚園、認定こども園であり、本市では公立保育所以外で砂川天使幼稚園が対象となりますが、施設型給付への移行の考えは示されておられません。また、特定地域型保育事業とは、地域型保育給付の対象となる家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所、地域の児童を受け入れる事業所内保育事業所の4事業であり、原則3歳未満の子供を預かる事業であります。本市には該事業所はありません。

このことから、本条例制定に伴い、現在設置されている保育所及び幼稚園等につきまし

ては影響がありません。本条例につきましては、内閣府令であります「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に準じて策定しております。

なお、砂川市暴力団排除条例の基本理念に基づき、条例第3条第5項に暴力団排除に係る条項を追加しているものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

第1章は、総則であります。第1条は趣旨の定めであり、この条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。

2ページから3ページになります。第2条は定義の定めであり、この条例において第1号から第24号までに掲げる用語の意義は当該各号に定めるものであります。

第3条は一般原則の定めであり、第1項は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

第2項は、特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って、特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

第3項は、特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第4項は、特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第5項は、本市の独自条項であり、特定教育・保育施設等の役員や事業所の職員が暴力団員等又は暴力団関係事業者でないことと定めるものであります。

4ページになります。第2章は、特定教育・保育施設の運営に関する基準であり、子ども・子育て支援新制度におきまして、施設型給付を受ける保育所及び幼稚園並びに認定こども園の運営に関する基準を定めるものであります。

第1節の第4条は、利用定員の定めであり、第1項は、特定教育・保育施設は、その利用定員の数を20人以上とするものであります。

第2項では、第1号から第3号の各施設における区分ごとの利用定員を定めるものであります。

4ページから12ページになります。第2節の第5条から第34条は、特定教育・保育施設についての運営に関する基準を定めるものであります。

12ページから13ページになります。第3節の第35条及び第36条は、特定教育・保育施設についての特例施設型給付費に関する基準を定めるものであります。

第3章は、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。

13ページから14ページになります。第1節の第37条は、利用定員の定めであり、第1項は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業の利用定員をそれぞれ定めるものであります。家庭的保育事業は1人以上5人以下、小規模保育事業についてはA型とB型が6人以上19人以下、C型は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は1人とするものであります。

14ページから18ページになります。第2節の第38条から第50条までは、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。

18ページから19ページになります。第3節の第51条及び第52条は、特例地域型保育給付費に関する基準を定めるものであります。

附則として、第1条は施行期日の定めであり、この条例は、法の施行の日から施行するものであります。

第2条は、特定保育所に関する特例の定めであります。

20ページになります。第3条は、施設型給付費等に関する経過措置の定めであります。

21ページになります。第4条は、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置の定めであります。

第5条は、連携施設に関する経過措置の定めであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律の制定に伴う児童福祉法の一部改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について市の条例で定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

このことに関しまして、若干ご説明を加えさせていただきます。本条例では、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、地域の児童を受け入れる事業所内保育事業の設備及び運営につきまして基準を定めるものであります。現在該当施設がないことから、本条例制定に伴う影響はありません。本条例につきましては、厚生労働省令であります「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に準じて策定しております。

なお、砂川市暴力団排除条例の基本理念に基づき、条例第5条第7項に暴力団排除に係

る条項を、条例第43条第1項第4号には乳児室及びほふく室の面積について、北海道の条例に合わせた条項として2項目を追加しているものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

第1章は、総則であります。第1条は趣旨の定めであり、この条例は、児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

第2条は定義の定めであり、この条例において第1号から第9号までに掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものであります。

3ページになります。第3条は、最低基準の目的等の定めであり、この条例に定める最低基準を市は常に向上させるように努めるものと定めるものであります。

第4条は、最低基準と家庭的保育事業者等の定めであり、家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならないと定めるものであります。

第5条は、家庭的保育事業者等の一般原則の定めであり、第1項は、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

第2項は、家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第3項は、家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第4項は、家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第5項は、家庭的保育事業所等には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

第6項は、家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

第7項は、本市の独自条項であり、家庭的保育事業者等の役員や事業所の職員が暴力団員等又は暴力団関係事業者でないことと定めるものであります。

第6条は、保育所等との連携の定め。

4ページになります。第7条は、家庭的保育事業者等と非常災害の定め。

第8条は、家庭的保育事業者等の職員の一般的要件の定め。

第9条は、家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等の定め。

第10条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の定め。

5ページになります。第11条は、利用乳幼児を平等に取り扱う原則の定めであります。

第12条は、虐待等の禁止の定めであり、家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法に掲げる虐待行為、その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないと定めるものであります。

第13条は、懲戒に係る権限の濫用禁止の定め。

第14条は、衛生管理等の定め。

第15条は、食事の定め。

6ページになります。第16条は、食事の提供の特例の定め。

第17条は、利用乳幼児及び職員の健康診断の定め。

7ページになります。第18条は、家庭的保育事業所等内部の規程の定め。

第19条は、家庭的保育事業所等に備える帳簿の定め。

第20条は、秘密保持等の定め。

第21条は、苦情への対応の定めであります。

7ページから9ページになります。第2章は、家庭的保育事業であり、第22条から第26条は、設備の基準、職員、保育時間、保育の内容及び保護者との連絡の定めであります。

9ページになります。第3章は、小規模保育事業であり、第1節の第27条は、小規模保育事業をA型、B型及びC型の3類型に区分することを定めるものであります。

9ページから11ページになります。第2節の第28条から第30条は、小規模保育事業A型について、設備の基準、職員及び準用の定めであります。

11ページから12ページになります。第3節の第31条及び第32条は、小規模保育事業B型について、職員及び準用の定めであります。

12ページから13ページになります。第4節の第33条から第36条は、小規模保育事業C型について、設備の基準、職員、利用定員及び準用の定めであります。

13ページから14ページになります。第4章の第37条から第41条は、居宅訪問型保育事業について、居宅訪問型保育事業、設備及び備品、職員、居宅訪問型保育連携施設及び準用の定めであります。

14ページになります。第5章は、事業所内保育事業であります。第42条は、利用定員の設定の定めであり、事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児の定員枠を設けなければならないと定めるものであります。

第43条は、保育所型事業所内保育事業所の設備の基準の定めであり、第1項第4号は本市の独自条項であり、前2号の規定にかかわらず、乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合の面積は、乳児等1人につき3.3平方メートルであることと定めるものであります。

16ページから18ページになります。第44条から第48条までは、職員等の基準を

定めるものであります。

18ページになります。附則として、第1条は施行期日の定めであり、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものであります。

第2条は、食事の提供の経過措置の定め。

第3条は、連携施設に関する経過措置の定め。

第4条は、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業所の職員に関する経過措置の定め。

19ページになります。第5条は、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置の定めであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律の制定に伴う児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について市の条例で定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

このことに関しまして、若干ご説明を加えさせていただきます。本条例では、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について基準を定めるものであり、本市で設置しております4つの学童保育所が対象となりますが、設備及び運営に関し、基準を満たしているところであります。本条例につきましては厚生労働省令であります「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に準じて策定しております。

なお、砂川市暴力団排除条例の基本理念に基づき、条例第5条第6項に暴力団排除に係る条項を追加しているものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

第1条は趣旨の定めであり、この条例は、児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

第2条は定義の定めであり、この条例において第1号から第3号までに掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものであります。

第3条は、最低基準の目的等の定めであり、この条例に定める最低基準を市は常に向上させるよう努めるものと定めるものであります。

第4条は、最低基準と放課後児童健全育成事業者の定めであり、放課後児童健全育成事

業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならないと定めるものであります。

2 ページから 3 ページになります。第 5 条は、放課後児童健全育成事業の一般原則の定めであり、第 1 項は、放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

第 2 項は、放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

第 3 項は、放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないとするものであります。

3 ページになります。第 4 項は、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

第 5 項は、放課後児童健全育成事業を行う場所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

第 6 項は、本市の独自条項であり、放課後児童健全育成事業者の役員や事業所の職員が暴力団員等又は暴力団関係事業者でないことと定めるものであります。

第 6 条は、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策の定め。

第 7 条は、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件の定め。

第 8 条は、放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等の定め。

第 9 条は、設備の基準の定めであります。

第 10 条は、職員の定めであり、第 1 項は放課後児童支援員の設置義務の定め。

4 ページになります。第 2 項は、放課後児童支援員の数の定め。

第 3 項は、放課後児童支援員に対する研修の定めであります。

第 11 条は、利用者を平等に取り扱う原則の定めであります。

5 ページになります。第 12 条は、虐待等の禁止の定めであり、放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、児童福祉法に掲げる虐待行為、その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないと定めるものであります。

第 13 条は、衛生管理等の定め。

第 14 条は、運営規程の定め。

第 15 条は、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿の定め。

第 16 条は、秘密保持等の定め。

6 ページになります。第 17 条は、苦情への対応の定め。

第18条は、開所時間及び日数の定め。

第19条は、保護者との連絡の定め。

第20条は、関係機関との連携の定め。

第21条は、事故発生時の対応の定めであります。

7ページになります。附則として、第1条は施行期日の定めであり、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものであります。

第2条は、職員に関する経過措置の定めであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第9号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。児童福祉法の一部が改正され、同法を引用する条項の整理を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第4条は、事業の内容の定めであり、現行「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項」を、改正後は「児童福祉法（昭和22年法律第164号以下「法」という。）第6条の2の2第2項」に改めるものであります。

附則として、この条例は平成27年1月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。産科医療補償制度及び出産育児一時金の見直しに伴い、出産育児一時金の金額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開き願います。砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第8条は、出産育児一時金の定めであり、第1項本文中39万円を40万4,000円に、3万円を1万6,000円に改めるものであります。

附則として、第1項は施行期日の定めであり、この条例は、平成27年1月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 (登壇) 私のほうから議案第4号及び第8号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第4号 砂川市オートスポーツランド条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。市民が石狩川の豊かな自然に親しみ、モータースポーツに触れ合うことができる交流の場を提供し、余暇活動の向上を図るとともに、地域経済の活性化及び観光の振興に寄与するために設置する砂川市オートスポーツランドの管理運営に係る事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市オートスポーツランド条例についてご説明申し上げます。

第1条は、設置の定めであり、市民が石狩川の豊かな自然に親しみ、モータースポーツに触れ合うことができる交流の場を提供し、余暇活動の向上を図るとともに、地域経済の活性化及び観光の振興に寄与するため設置すると定めるものであります。

第2条は、施設の名称及び位置の定めであり、名称はオートスポーツランドスナガワとし、位置は砂川市オアシスと定めるものであります。

第3条は、施設の定めであり、ダートコース、ジムカーナコース、駐車場及びその他必要な施設を設けると定めるものであります。

第4条は、管理の定めであり、市長はオートスポーツランドの管理及び運営に関する業務を、地方自治法の規定により、団体を指定して行わせると定めるものであります。

第5条は、指定申請の定めであり、前条の指定を受けようとする者は、必要な書類を添えて市長に申請しなければならないと定めるものであります。

第6条は、選定方法の定めであり、市長は前条の申請があった場合に業務遂行能力等を勘案し、管理運営を行うに最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定すると定めるものであり、同条第2項は、市長は設置目的を効果的かつ効率的に達成することができることを認めるときは、前条の申請によることなく、指定管理者の候補となる団体を選定することができるものと定めるものであります。

第7条は、指定の定めであり、市長は、団体を選定したときは、議会の議決を経て当該団体を指定管理者に指定すると定めるものであります。

第8条は、指定管理者が行う業務の範囲の定めであり、第1号は使用の許可及び利用料金の収受に関する業務、第2号は維持及び管理運営に関する業務、第3号は使用状況の統計等に関する業務、第4号は前各号に掲げるほか、市長が必要と認める業務と定めるものであります。

第9条は、使用期間及び時間の定めであり、使用期間は4月1日から11月30日までとし、ゲートの開閉は午前8時から午後4時まで、コースの使用時間は午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後3時までと定めるものであり、同条第2項では、指定管理者は、管理運営上必要と認めるときは、前項の使用期間及び時間を変更することができるものと定めるものであります。

第10条は、使用の許可の定めであり、使用者は規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならないと定めるものであり、同条第2項では、指定管理者は許可する場合、規則で定めるもののほか、管理運営上必要と認めるときは条件を付すことができると定めるものであります。

第11条は、特別設備等の許可の定めであり、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入するときは、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならないと定めるものであります。

第12条は、利用料金の収受の定めであり、許可を受けた使用者は、別表に規定する利用料金を指定管理者に納付しなければならないと定めるものであり、同条第2項では、指定管理者は、利用料金を指定管理者の収入として収受できると定めるものであります。

同条第3項は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が認めるときは、この限りでないと定めるものであります。

第13条は、利用料金の減免の定めであり、指定管理者は規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除できると定めるものであります。

第14条は、利用料金の還付の定めであり、既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、規則で定めるところにより、全部又は一部を還付できると定めるものであります。

4ページをお開きください。第15条は、個人情報の保護の定めであり、指定管理者及び従事者又は従事していた者は、業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないと定めるものであります。

第16条は、目的外使用等の禁止の定めであり、使用許可を受けた目的以外に使用し、その一部若しくは全部を転貸し、又は権利を他に譲渡してはならないと定めるものであります。

第17条は、使用許可の取り消し等の定めであり、使用許可を受けようとする者又は使用者が次のいずれかに該当する場合は、使用許可を拒み、許可を取り消し、又は使用を停止、若しくは使用制限することができるものと定めるものであります。

第1号は公序良俗を害するおそれがあるとき、第2号は他人への危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき、第3号は施設若しくは設備等の損傷、又はそのおそれがあると認めるとき、第4号はこの条例若しくは規則又は第10条第2項の許可の条件に反したとき、第5号は公務上やむを得ない事由が生じたとき、第6号はその他管理運営上支障があると認めたときと定めるものであります。

第18条は、入場の制限の定めであり、指定管理者は次のいずれかに該当する者に対し、入場の拒否又は退場を命ずることができるものと定めるものであります。

第1号は公序良俗を害するおそれがあるとき、第2号は他人への危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき、第3号は管理上必要な指示に従わないときと定めるものであります。

第19条は、原状回復の定めであり、使用を終了し、又は使用許可を取り消され、若しくは使用を停止したときは、直ちに原状に回復し返還しなければならないと定めるものであります。

同条第2項は、前項の義務を履行しないとき又は履行が不完全なときは、原状回復に要する経費を負担しなければならないと定めるものであります。

第20条は、協定の定めであり、市長は管理及び運営に関する業務の細目について、指定管理者と協定を締結すると定めるものであります。

第21条は、損害賠償の定めであり、使用者は、その責めに帰すべき事由により施設若しくは設備等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならないと定めるものであります。

第22条は、その他の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるものであります。

附則といたしまして、第1項は施行期日の定めであり、平成27年4月1日から施行するものであります。

第2項は、準備行為の定めであり、施行するため必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができると定めるものであります。

別表は、第12条関係の利用料金の定めであり、まず自動車（3輪以上）、レーシングカートと大型自動2輪車、普通自動2輪車及び原動機付自転車に区分し、自動車等ではダートコース団体利用（終日）は20万5,700円、ジムカーナコース団体利用（終日）18万5,100円、フリー走行5台まで（終日）2万5,500円、フリー走行1台追加ごと5,100円、フリー走行1人追加ごと5,100円とし、大型自動2輪車等ではダートコース団体利用（終日）20万5,700円、ジムカーナコース団体利用（終日）

18万5,100円、フリー走行5台まで(終日)2万5,500円、フリー走行1台追加ごと5,100円、フリー走行1人追加ごと3,000円、午後走行1台3,000円と定めるものであります。

7ページをお開きください。議案第4号附属説明資料、砂川市オートスポーツランド条例施行規則についてご説明申し上げます。

第1条は趣旨の定めであり、第2条は指定申請の定め、第3条は指定の定めであります。

第4条は、使用の許可申請の定めであり、使用許可を受けようとする者は、使用する前日までに申請書に利用料金を添えて提出しなければならないと定めるもので、同条第2項は、大会に使用する者は、申請書にプログラム等を添付するものとし、同条第3項では、申請は、使用する日の6月前から行うことができる。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでないとするものであります。

第5条は、許可の条件の定めであり、第1号は走行車両は3輪以上の自動車、レーシングカート、大型・普通自動2輪車及び原動機付自転車と定めるもので、第2号はマフラーから出るエンジン音を100デシベル以下に定め、第3号は自動車等によるタイムレース以外の場合に、車両の進行方向に対して意図的に横滑走状態を発生させ、当該滑走状態を保ちながら走行するドリフト走行では、同時走行台数を5台以下と定め、第4号ではダートコースを走行する際は必要に応じ、コースに散水等を行うことを定めるものであります。

第6条は、特別設備等の許可申請の定め。

8ページをお開きください。第7条は、許可書の交付の定めであります。

第8条は、利用料金の減免の定めであり、第1項第1号は指定管理者が主催するものと定め、第1項第2号はその他市長が必要と認めるものと定めるものであります。

同条第2項は、利用料金の減免を受けようとする際は、利用料金減免申請書を提出しなければならないと定めるものであります。

第9条は、利用料金の還付の定めであり、第1号は災害により施設が利用できない場合、又は施設の管理上の都合で使用許可取り消しの場合は全額を還付するものと定めるもので、第2号は使用中の申し出があった場合は、別表に定める利用料金を還付することができるものと定めるものであります。

第10条は、使用の変更または中止の定め。

第11条は、使用者の遵守事項の定めであり、第1号は無許可による看板、立て札等の設置の禁止、第2号は無許可による物品等の販売禁止、第3号は無許可による火気の使用禁止、第4号は樹木、工作物等の破損行為の禁止、第5号は定められた場所以外の駐車等の禁止、第6号は前各号のほか、指定管理者の指示に従うことを定めるものであります。

第12条は破損等の届け出の定めであり、第13条は使用後の点検の定め、第14条はその他の定めであります。

附則といたしまして、第1項は施行期日の定めであり、平成27年4月1日から施行す

るものであります。

第2項は準備行為の定めであり、条例附則第2項の規定により、条例の施行前に行われる準備行為は、この規則の規定により行うことができると定めるものであります。

別表は、第9条関係の利用料金の還付の定めであり、ダートコース、ジムカーナコースともに届け出日が使用日の前日までは還付割合を70%と定めるものであります。

なお、10ページ以降、各種様式を添付しておりますので、ご高覧を賜り、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由につきましては、株式会社砂川振興公社が平成26年11月27日開催の株主総会において解散を決定したことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページの附属説明資料、新旧対照表でご説明申し上げます。表の左側が現行で、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインで表示しております。

第2条は、議決すべき事件の定めであり、現行の欄、第1号を削り、第2号を第1号とするものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は第5号であります。第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ445万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億2,679万9,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは臨時事業であります。

初めに、10ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項1目一般管理費で一つ丸、ふるさと応援寄附金に要する経費の補正は、10月から、より多くの方に寄附していただけるよう贈呈する特産品の寄附額に応じた区分や内容の見直しを図った結果、寄附件数及び寄附額が大幅に増加していることから、これに対応するためのものであり、ふるさと応援寄附金謝礼2,277万円の補正は贈呈する特産品等、通信運搬費195万6,000円の補正は特産品の郵送料、手数料34万7,000円の補正はクレジットカード納付の利用手数料であります。同じく二重丸、源泉所得税等に係る延滞税及び不納付

加算税10万8,000円の補正は、所得税等に係る源泉徴収事務について滝川税務署より、弁護士、不動産鑑定士、建築士などの業務に関する報酬、料金には所得税等の源泉徴収が義務づけられていることから、源泉所得税等の自己点検を行うよう行政指導をされたことを受け、当該事務の執行状況等について確認した結果、弁護士、不動産鑑定士に対する委託料の支払いについて源泉所得税等が徴収漏れとなっていることが判明したことから、徴収漏れとなった源泉所得税等に係る延滞税及び不納付加算税を納付するものであります。

同じく5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の財政調整基金積立金3,721万8,000円の減額は、財源調整を行うため積立金を減額するものであります。

同じく10目市民生活推進費で一つ丸、焼山線バス運行に要する経費の収支不足額補償金507万1,000円の補正は、北海道中央バスが運行する焼山線において、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの1年間の収支不足額から国庫補助金などを差し引いた赤字補填対象額1,511万円について、砂川市と歌志内市の路線距離数に応じた砂川市の負担率37.3%に基づき負担するものであります。同じく二重丸、上砂川線バス運行に要する経費の収支不足額補償金77万7,000円の補正は、北海道中央バスが運行する上砂川線において、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの1年間の収支不足額から国庫補助金などを差し引いた赤字補填対象額189万3,000円について、砂川市、上砂川町の路線距離数に応じた砂川市の負担率41.0%に基づき負担するものであります。

同じく13目まちづくり推進費で一つ丸、スマートインターチェンジの設置推進に要する経費の補正で、横断幕等作成委託料117万7,000円の補正は、スマートインターチェンジの開通に向けた広報活動として国道の歩道橋、高速道路のオーバブリッジに設置する横断幕、市役所、ハイウェイ・オアシス館に設置する懸垂幕、砂川サービスエリア、駅前歓迎塔に設置する看板の作成を委託するものであり、ETC車載器搭載促進補助金50万円の補正は、市民のスマートインターチェンジの利用促進を図るため、ETC車載器の購入者に対し、購入に係る経費の一部を補助するものであります。

同じく4項4目知事・道議選挙費で二重丸、知事・道議選挙の執行に要する経費445万8,000円の補正は、平成27年4月12日執行の知事・道議選挙に係る平成26年度執行分の補正で、内容につきましては記載のとおりであります。

次に、14ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費の中小企業等振興補助金84万4,000円の補正は、砂川市中小企業等振興条例に基づき、人材の育成事業に対する助成として、株式会社ホリ1名、北海道三井化学株式会社2名の従業員の中小企業大学校受講料を全額助成するもの及び商店街店舗整備事業に対する助成として、空き店舗の店内を改装した東1条南2丁目の化粧品店に対し、改装費の3割を助成するものであります。

次に、16ページ、10款教育費、5項2目体育施設費で一つ丸、海洋センターの管理

に要する経費の備品購入費47万8,000円の補正は、購入後20年以上経過している除雪機が故障し、修理が困難なため購入するものであります。

次に、18ページ、12款諸支出金、2項4目介護保険会計繰出金で一つ丸、介護保険会計繰出金319万円の補正は、効率的な在宅医療、介護連携を推進するための情報共有ネットワーク構築事業に係る経費について一般会計から繰り出すものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明を申し上げます。

15款道支出金で445万8,000円の補正は、知事・道議選挙費委託金であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 議案第2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は第3号となります。第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ637万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億6,034万5,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。4款地域支援事業費、4項1目医療・介護連携強化事業費で二重丸、情報共有ネットワーク構築事業に要する経費637万9,000円の補正は、高齢期を迎えても住みなれた地域で安心して暮らすためには地域における在宅医療、介護の連携が重要であるとともに、限られた人材や社会資源を有効に活用することが求められております。そのため、市、市立病院、市内医療機関、訪問看護ステーション及び介護事業所の間で市立病院の電子カルテなどの情報の共有を図り、効率的な在宅医療、介護連携を推進するため、ICTを活用してネットワークを構築するものであります。今回の補正は、介護保険特別会計と病院事業会計で負担するものであり、介護保険特別会計では、それぞれの医療機関及び事業所で情報を有効に活用できるようネットワークに接続するためのパソコン、タブレット端末を購入し、各機関に設置するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。

5款道支出金で318万9,000円、7款繰入金で一般会計繰入金として319万円を補正するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君（登壇） 議案第3号 平成26年度砂川市病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。第1条は、今回の補正予算を第1号とするものであります。

第2条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、本文括弧書き中「不足する額5億6,331万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金5億3,756万円及び建設改良積立金2,575万5,000円」を「不足する額5億6,332万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金5億3,756万円及び建設改良積立金2,576万6,000円」に改めるものであります。これは、資本的収入で2,840万円増額し、収入の総額を5億7,815万2,000円、資本的支出で2,841万1,000円増額し、支出の総額を11億4,147万8,000円とするものであります。

第3条は、予算第5条に定めた企業債の補正であります。情報共有ネットワークシステム分で1,420万円増額し、総額2億3,230万円に限度額を補正するものであります。

2ページをごらんいただきたいと存じます。第4条は、予算第9条の次に予算第10条、重要な資産の取得及び処分を加えるものであります。これは、先ほど議案第2号平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算でご説明申し上げましたが、市立病院の電子カルテ上の患者情報、放射線画像、検査データ、処方内容などの医療情報を、連携する市内の医療機関、介護保険事業所等とインターネット網を介し共有するシステムを取得しようとするものであります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。1項企業債1,420万円の増額及び3項補助金、1目道補助金1,420万円の増額は、情報共有ネットワークシステム購入によるものであります。

6ページをごらんいただきたいと存じます。1項建設改良費2,841万1,000円の増額は、2目資産購入費で情報共有ネットワークシステム購入によるものであります。

8ページから13ページについては関連資料でありますので、ご高覧いただきまして、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第5号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第6号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第7号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第4号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 議案第4号についての総括質疑を行います。

議案第4号は、砂川オートスポーツランド条例の制定ということなので、何点かお伺いするのですが、まず今年度もオートスポーツランドのほうからエンジン音が市内各地で聞かれて、市民から私のほうには結構苦情があるわけなのですが、この条例制定そのものはオートスポーツランドを指定管理者にというようなことなわけなのですが、先ほど説明のあった条例の規則の中にも多少書かれておりましたけれども、特に私が見る限り、ドリフト走行というブレーキをかけながら急カーブを曲がっていくという、その走法についてかなり騒音が激しいと、私も現場でも聞いておりますし、市民の声もあるというところがございます。この辺の対策について現実的にどのような形がとられていくのかをまずお伺いします。

2点目は、今回の指定管理をする上での指定管理者に対する期間なのですが、この期間はどのくらいで考えられているのかをお伺いします。

3点目は、利用料金については指定管理者が収受するというふうに条例には書かれていますが、全額指定管理者のものになるのかどうかをお伺いします。

4点目、もし仮に事故が発生した場合、指定管理者にほぼ任せるといような状況があるように思いますが、ただこの指定管理者を選定していくのは市のほうだと思しますので、事故が発生した場合の市の対応、補償ということになりますけれども、この辺はどうなるのかをお伺いをいたします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君（登壇） オートスポーツランド条例の関係で4点ほどご質問をいただきましたので、順次答弁をさせていただきます。

まず、オートスポーツランドの騒音対策でございますが、現在オートスポーツランドスナガワを利用されている方々の競技または種目は、ダートトライアル、ジムカーナ、ドリフト及びバイク走行となっております。中でも騒音となっているのは、それぞれの競技及び種目における走行中のエンジン音及びジムカーナコースでの進行方向に対して意図的に横滑走状態を発生させ、この滑走状態を保ちながら走行するドリフトのタイヤのスリップ音でございます。これらにつきましては、今後地域の皆様にご迷惑のかからぬよう、さらには不快感を抱かれないようにするため、砂川市オートスポーツランド条例施行規則の第5条において、エンジン音は国の定める基準に合わせて100デシベル以下とすること、

またドリフト走行では連続走行台数を5台以下とすることについて厳守することを使用許可条件として、具体的な内容を示したところであります。本年の状況といたしまして、走行について無制限であったことから、特にドリフトにおいては最大15台の連続走行があったところであり、これを5台以下と規制することで騒音対策を講じることができるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、指定管理の期間でございますが、市の指定管理者制度を活用している他の公共施設と同様に3年間といたしたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、利用料金は市の収入とするかについてでございますが、利用料金は全額指定管理者の収入とすることを考えております。全額指定管理者の収入とすることによりまして、民間ならではの経営ノウハウによる利用者の増や効率的かつ効果的な運営ができることで、条例の設置目的である地域経済の活性化及び観光の振興につなげていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

最後に、事故発生時の市の対応、補償についてでございますが、施設の管理運営上の瑕疵があった場合、その補償については指定管理者制度を活用している場合においても、現在市で加入しております市民総合賠償補償保険の適用対象となり、1人2億円、1事故20億円、財物賠償2,000万円を限度として保険給付がなされるところであります。なお、使用者側に原因がある場合は使用者の負担となるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 特にドリフトだというふうには私は思っているのですけれども、エンジン音が100デシベルだと規則にも書かれているので、私も読んできましたけれども、この100デシベルというのはどんな数字かという、ちょっとインターネットで調べてみますと100デシベルというのは極めてうるさい。目安としては、聴覚機能に異常を来すというような中身もあるのです。実際私もエンジンから出る100デシベルというのはどんなものなのかというのは想像がついていないので、ただ大体、騒音値の基準と目安というのを見ていくと100デシベルというのは相当大きな音だというふうに解釈できると思うのです。ただ、ドリフトをやっているとき見に行くと、この音の原因というのはエンジンの音ではないように思うのです。つまりタイヤを煙が上がるほどきしませて、いわゆるキキキキというように形で急カーブを曲がっていく、この走法そのものだと思うのです。つまりエンジンの音をどうやってはかるのか、一回一回その場で事業管理者がちゃんとチェックをするものなのかどうなのか。市内でいろんな箇所でも聞いていても、エンジンのブーンという音が聞こえているというふうな感じよりも、やっぱりブレーキのキキキキという音のほうが多いと思うのです。これが私のところに寄せられる苦情の主なものでして、果たしてエンジンの100デシベルということによってこれが解消されたり軽減されたり

するのかどうかということは、非常にわかりづらいなというふうに思うのです。

あわせてお伺いしたのは、指定期間を何年間にするのですかということだったのですが、どうやら3年ということなものですから、市長も騒音に対しては、これは許されるものではないのだというふうに議会での答弁にもあったので、当然考えていらっしゃるかどうかというふうに思うのですけれども、市長もこの100デシベルということで、自分も十分感じていらっしゃる、市民にもこの騒音は迷惑になっているというふうに考えられているものを、解消されたり軽減されたりするというような基準というふうにお考えなのかなと思うのです。もしも仮にこれで抑えられないとしても、3年間契約をしてしまえば同じ契約状況でやってしまうわけですから、これまずいぞと、もうやめるかと、市長もいつでもやめるみたいな話を議会でもされているので、幾ら市長がやめると言っても契約3年取り交わしてしまうわけですから、その3年の途中でもしやめるとなれば、当然相手の指定管理者からは契約不履行で訴えたりすることだって可能だというふうに思うのです。何で3年までしてやるのかなと。ことし、とにかくうるさかったことは、もう皆さんご承知のとおりだと思うのです。だったら、今回はまずは1年で契約をする。これでやってみて大丈夫だったら、その次3年にいったっていいと思うのです。最初から3年というのは非常に危ないなというふうに思うのですけれども、今の規則での基準によって確実に今よりも大丈夫になるのかどうか、ここをまず2回目でお伺いすると、それから利用料金の関係ですけれども、以前、株式会社の土地開発公社でやっていたときは収入が300万ぐらいでしたか、このオートスポーツランド。もうちょっとありましたか、今ちょっと忘れてしまいましたけれども、たしか案分して200万ぐらいか、どうだったか本当に忘れてしまったのですけれども、要するに8・2とかなんとかでお金が入ってくるような仕組みだったと思うのです。

今度は、全部指定管理者がお金をとる。条例では収受だから、使用者から収受するというのはわかるのだけれども、今の部長の答弁でいくと、入ったお金は全部指定管理者に行ってしまうということのように思うのですけれども、やはり1年間いろいろな形で、底地というか、国であっても今後市の施設になる中で、そこを貸す、使ってくださいという形になるわけですから、これただで、ただただ使わせる。何ぼか向こうからもらったっていいのではないかなというふうに思うのです。当然、維持管理や何かでも全部指定管理者がやってくれるのならそれはいいのですけれども、草刈りだったり、市の何かが必要な部分もあるとは思っているので、せっかく利益になっていくわけですから、利益そのものが全部指定管理者に行き、そこまでやらなくても、多少は市にも入ってくる。それが市に入ってきた中で何ぼかでもコースをちょっと……。正直あそこ行くと、現場の中も入ってみたのですけれども、相当古いですよ、あれ。これから華々しくオートスポーツを、こうやって条例までつくってやっていこうと、全国大会呼んで経済効果をとかと言っている割には、看板はもうはげてしまっているし、トイレは仮設のトイレだし、それから事務所みたいなも

のもプレハブだし、もっと危ないなと思うのは、危険なスポーツをやっているのです。ほかの走ったりなんかするといううちの市内にあるスポーツ施設とは全く違って、とにかく車でぶわっと走っていくスポーツなわけですから、観客席とコースとの境というのは、本当に簡易なタイヤが積んであってというぐらいな状況なのですよね。もしこれから盛んになって観客もふえるということになっていって、万が一ですよ、レース中に車が横転してみたり、コース外に飛び出していってしまったりということがよくあるわけで、そんなような状況になったときに果たして指定管理者の責任に問えるのかどうか。やっぱりもともとの市の施設である施設管理者に対しての補償というか、責任だと言われる可能性も私は今のコースであれば十分危険性はあるなというふうに思うわけです。そんなことから事故が発生した場合ということをお伺いしたのですけれども、市の市民総合賠償何とかという、最大で2億円まで出るということだったのですけれども、普通保険会社というのは、今までやっていた行政の普通のものであればこのぐらいだろうなと想像がつくと思うのですけれども、物によっては相当危ないスポーツを今後やっていこうとする中で、掛金が変わるとか、こんな危険なことで2億円出すのだったら、今のまんまではとてもではないけれども保険会社としても危な過ぎますみたいなことになって、掛金をもうちょっと、普通はそうですね、危険が伴ってくると掛金上がるというようなことがあるので、そんなようなことはないのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

2回目以上です。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 まず、1点目にオートスポーツランドに騒音の規制をつけて、それで大丈夫なのかちょっとわかりづらいというお話もいただきました。それで、ことしは振興公社で管理しておりますので、春先から音が大きいということで、振興公社が業務委託している事業者のほうに現場の音の測定を依頼していたというお話をお伺いしております。現場では最高で130から140デシベルと、そういうような音が発生したと。また、あわせまして、振興公社のほうでも市内4カ所で実はどのぐらいの音がするのかということで測定をしたということもあわせて聞いております。その中では、それぞれ4カ所によって多少音が違いますけれども、この4カ所の中で申し上げますと最高で76デシベルと、平均すると53デシベルというような測定値だったというふうに聞いております。それで、今回この現場の音、これを100デシベルに抑えるということになりますので、そういう意味では市内に聞こえる音についても、ことしのこの53デシベルあるいは76デシベルというのは一定程度下がってくるものだと考えております。ただ、具体的に130のときに市内76デシベルだったかというのは、これは時間帯等々もございまして一概には言えません。そういう中で今回100デシベル、確かに地下鉄の走っているところの下の方の音だとかという状況もございしますが、その辺の音は制限されるものだと考えております。

次に、指定管理者の収入にするということ、一部市に入ってもよろしいのではないかとのお話でございます。今回指定管理者の利用料については、全額指定管理者の収入にするという考えで今進めております。といいますのは、これについてはオートスポーツランドを維持するのにかかる修繕費等が考えられます。大規模修繕以外の部分については指定管理者側で全て修繕をしていただくと。これについては、利用料金収入、これを財源に修繕は全てしていただく。また、維持管理に係る経費、例えば草刈り等というお話もございましたが、もちろんこういう経費も全て指定管理者側でやっていくという考えで今検討させていただいております。そういう中でございますので、この利用料金につきましては、指定管理者側の収入にしていきたいという考えで今進めさせていただいております。

次に、市の保険の関係でございます。この保険につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、施設に瑕疵があった場合はやはり設置している市の責任になります。そういう意味でこの保険対応を考えているところでございますが、ただこの保険については改まって掛けるという部分ではございませんで、今現在、市のいろんな施設がございます。それはこの総合保険に加入になっておりますので、その中の一つとしてこれが対応していくということでございます。改まってオートスポーツランドがために何かしら保険金を掛けていくということではございませんので、市の全体の対応の中で進めていくという考え方でございます。それともう一点、振興公社のほうからちょっとお伺いしているのは、振興公社もことしもそういう事故の保険を掛けているという話をお伺いしております。それについても保険料の掛金はそんなに高くない掛金だという話をお伺いしておりますので、施設における事故の保険という部分があって、あわせて市のほうで今回保険加入していくという部分については、全体の市の施設の保険ということで加入していくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、指定管理者の関係でございます。3年間の指定管理でということでございますが、これについては市の他の施設同様3年間と考えております。それで、ご質問のもし今制限をかけまして、これで音が解消されない場合は3年間ずっとそのままの対応となるのかというご質問でございましたけれども、今回規則において制限をかけていく考えでございますが、シーズン中に住民の皆様からやはり音が大きいのではないかとというようなご指摘があれば、今かける制限を再度またきつい制限にしていきたいと、そういうふう考えております。その状況を見据えた中で、市としてこのドリフト走行というのが果たして利用として可否がどうなのであろうかという部分も含めて考えてございまして、また3年間指定管理いたしますけれども、指定管理の協定の中で、そういう音が解消されない場合についてはドリフトは例えば1年とか2年とか、そういうことも協定の中に加えてやっていく考えでございますので、この3年間指定管理の協定を結んだからといって、必ず全部そのまま3年間しなければならぬということではございませんので、その点についてもご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 大体わかってきたのですけれども、ただ一番はやっぱりドリフトですよ。これなければ本当にいいと思うのです。最近はいろんな施設がどんどん砂川からなくなっていくから、ゴルフ場はなくなるし、やっぱり寂しい限りなので、少しでもよそから集客できるような施設は残したいのです。残したいのだけれども、あれってどうしてもやらなければならないのかと思うのです。うちのアメニティ・タウンで、静かない公園都市で、オアシスパークもいい眺めで、そんな中でどうしてあれをさせなければならないのかなというのはあります。あれがなくてもオートスポーツランドは、そもそも全国大会持ってきたり、あるいはジムカーナの大会があったりというのはドリフトではないですよ。あれはやっぱり、僕は何回か見に行ったけれども、若い人たちは気持ちいいと思う、ああいう車の運転。多分何回か回っただけでタイヤってもうだめになってしまうのだろうと思うのだけれども、現場見るとアスファルトもかなりごつごつしたアスファルトで、普通のすうっときれいなアスファルトではないのです。つまり抵抗がつくようなアスファルトになっていて、そこでわざわざ。

もう一つは、こんな言い方なんなのだけれども、ドリフトをやりに来ている人たちを見ているのですけれども、町の旅館に泊まったりとか、あるいは砂川で帰りにお菓子を買って帰るとか、そういうタイプの方々ではない。僕のただ見ているだけのことで決めつけてしまうというのも問題ありかなとは思っているのですけれども、やはりこれを何とかやめてダートトライアルあるいはジムカーナということで絞り込みながらやることはできないのかなというふうに私は今思っているのですけれども、この辺のことというのは、市長はどういうふうに考えられているのかなと思うのです。オートスポーツランドを残すということは、私は別にだめだと言っているわけではないのは、今私がお話ししたことでわかると思うのですけれども、あのドリフト走行をここまでしてどうしても残さなければならないのか、残す理由というのは一体どこにあるのか、市長はどんなふうにその辺のこと考えていらっしゃるのか、ぜひ市長の生の声で私は今お伺いしたいと思っています。

それで、何でここで3年間ということになっていかなければいけないのか。市長はいつも言っていたじゃないですか。いつでも俺はやめるのだ、もし市民がうるさいということになったらと言ってね。だったら、今3年にしないで、まず1年契約をして、これでだめだったら、もうこれやめさせてもらうよというぐらいの決意になるわけです。そこまでしてでもやっぱりこの環境を守らなければいけないと私は思っているのですけれども、私の最後の質問ですから、市長のご答弁をいただきたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 市長の仕事というのは地域の振興と社会福祉の向上と、この2つしかないわけでごさいます、そのどちらをとるかというような問題でもなくて、いわゆるドリフトは、この2年間ちょっとうるさいですけれども、その前から現実的

にはずっとやっていたと。いつから始まったか私はわかりませんが、うるさいのはここ20年ずっと、確かに夏になるとうるさかったと。2年前からちょっとうるさくなって、ことはもう耐えがたい音で、いっそのこと全部やめてしまえというふうに担当には話したことはあるのですけれども、それは小黒議員も承知のとおりで、小黒議員はドリフトをやめろという考えのようでございまして、私もそれに近い。しかし、相手の会社がドリフトをやめてやれるのかどうかというのは、私は中身はわからないと。どこまでなら許容範囲なのか。やめるのは簡単だけれども、本当に前のように静かに、そんなに迷惑にならない状況でやれるのなら、ドリフトも全日本の大会ができるという話も聞いてございますし。すぐやめられますよ、私は。ただ、それでダートもなくなるかもしれないと。そんな選択をしないというだけで、手順はちゃんと踏みますよと。その中でどこで市民に理解を得られるのだと。だから、ドリフトやらなかったらダートができないというのだったら、私はそれでも結構です。やめてしまいます、あの音では。そこのところの手順を踏みながら検証してやっていきたいと思います、どこまでが市民に許容されるのか。ジムカーナでもエンジン音うるさいですから。近くにいるとエンジン音はすごくうるさいです。晴見団地に来るとスリップするようなタイヤの音のほうが大きくなる。だから、市民によってはエンジン音がうるさいという人もいます。それはさまざまだと思うのですけれども、その状況でどこで判断するのだと。

保険の話もいろいろされていましたが、20年も30年も前からずっと同じ状況でやっていますので、今さら危険と言われても、30年前から危険といえば危険だけれども、ドリフトのほうは人の行くところではないですから、特段。ダートのほうでそこまでのスピード出して曲がっていくかといったら、川を飛び越えてこっちに来るかといったら、ちょっとそこまでは来ないだろうと。それが心配ならもっと観客席を上へ上げればいだけで、やりようは何ぼでもあるわけですし、そこを検証しながら私は手順を踏んで。だから、規則の中でうたえと、これでうるさかったらもっと制限せいと。それでだめだったら、ドリフトはやめてしまう。それで、向こうがそれでもできないというのなら、それはもう全部やめてしまう。小黒さんの理論からいうとそうになってしまうので、私も同じだなと思いつつ、議員さんもそうですけれども、お互いに市民の社会福祉の向上ですから、市民が我慢してまで、それを商業振興だといってあの騒音の中でやる必要はないわけでございまして、小黒さんの言われたとおりかと、私と全く同じ考えでございます。

○議長 東 英男君 他に発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第8号から第10号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号から第10号までの一括総括質疑を終わります。
議案第1号から第3号までの一括総括質疑は休憩後に行います。
午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時01分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

議案第1号から第3号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、一般会計、介護保険、病院会計の一括ですので、3会計にわたってになるのですけれども、総括質疑を行います。

まず、一般会計補正予算の関係では、ふるさと納税についてをお伺いをします。どうも通告をした後に聞く内容を新聞で知るといふ、最近はそういう傾向が続いておりまして、ふるさと納税も大きく載ってございましたけれども、通告どおりに質疑をしたいと思えます。

今回の10月1日以降、ふるさと納税というのは急激に納税がふえたという、先ほどの提案説明でもありましたけれども、その要因とふるさと納税の傾向というのを伺いたしたいと思います。

ふるさと納税2点目は、今回の補正が前回を含めると特産品での段階だと思えるのですけれども、2,500万を超える。今までのお話ですと、大体特産品は納税額の半分ぐらいをというようなお話があったので、納税全体としては5,000万円を超えるというふうに予測されての今回の提案だと思えるのですけれども、この好調さをどういうふうに維持できるのかどうか。つまり今回の2,200万でしたか、今回の予算が余るようなことはないのかなのですけれども、そのようなことで今の好調さをどう維持できるのかどうかという点も、その方策もあわせてお伺いをしたいと思います。

続いて、介護保険特別会計と病院事業会計の関係の中で、情報共有ネットワーク構築事業というのが両会計にまたがって同じことなのだろうというふうに思うのですけれども、それぞれの提案説明の中でも市立病院の電子カルテを共有するとか、病院事業会計では保健、介護、福祉と連携するというようなお話もあったので、そもそもこのシステムがどんなシステムなのか、どちらの会計からお答えがあるのかわかりませんが、少し詳しく説明をいただければと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 私のほうから、一般会計補正予算のふるさと応援寄附金に要する経費につきまして、今回大幅な補正予算を計上することになりました経緯等につきましてご答弁を申し上げたいと存じます。

ふるさと応援寄附金につきましては、寄附していただいた方に贈呈する特産品に関して、昨年度までの市が選定する方式から、本年4月より3品の中から1品をいただく方式への見直しを図り、またさらなる拡充策といたしまして10月より特産品の区分を従前の2段階から7段階へ細分化し、特産品のメニューも米、果物、豚肉、菓子類などの食料品、化粧品、革製品、市立病院のPET検診など種類を豊富に取りそろえたところであります。また、年度を通じての贈呈回数の制限を廃止するとともに、ふるさとチョイスというふるさと納税に関するポータルサイトのホームページの画面上から寄附を申し込みいただける方式を導入するなど、内容を大きく見直したところがございます。その結果といたしまして、拡充策を開始いたしました10月1日から本朝までの寄附申し込みの件数は613件、金額にいたしまして2,802万3,000円と4月から9月までの申し込み件数66件、金額で80万5,000円に対して大幅に増加しているところであります。

増加している要因につきましては、市ホームページだけではなく、このふるさとチョイスのサイトに掲載したことでふるさと納税を希望している方々の目に触れる機会がふえ、その中でも特産品の内容を見直した10月当初に、ふるさとチョイスの中でも最新の情報として注目度の高いページに当市の特産品が掲載されたことから、閲覧された全国の方々に特産品に魅力があると評価され、寄附の申し込みをいただいたものと考えているところであります。特に期間限定品といたしましたリンゴがご好評をいただいたのを初め、さまざまな種類の特産品を選んでいただいておりますので、従前に比べてメニューの種類が豊富になったことが寄附件数のふえた要因であります。寄附金額の総額のうち高額なバッグなどの革製品を希望される10万円以上の寄附の申し込みが合計で、11月末現在で約1,700万に達しており、このように高額な寄附が多数寄せられていることが寄附金額の大幅な伸びにつながったものと考えているところであります。また、従前は寄附の申し込み方法が郵送またはファクスに限られておりましたが、10月以降は約9割の方がふるさとチョイスからの申し込みとなっており、寄附を希望される方の利便性が向上したことも増加の要因と考えているところであります。

今後の取り組みといたしましては、新たな特産品なども検討し、この寄附が継続されるよう取り組んでいきたいと考えているところであります。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から情報共有ネットワークシステムの概要についてご説明を申し上げます。システムの概要につきましては、市、市立病院、市内医療機関、訪問看護ステーション及び介護事業所等との間で市立病院の電子カルテなどの情報の共有を図るため、市立病院で基本となるサーバーの設置と基本システムソフト等を構築し、市介護福祉課で連携対象となる関係機関にパソコン及びタブレット端末を配置することとしております。情報の共有内容につきましては今後詳細を詰めることとなりますが、概略的に説明申し上げますと、医療機関同士では電子カルテ及び画像の共有が可能となります。

また、訪問看護ステーションにおきましては、今まで電話等で指示を受けていた内容について、画面での確認や写真画像を含めた情報のやりとりが可能となります。介護事業所におきましても、病状の確認や施設及び在宅での生活状況を医療機関と共有することが可能となります。以上により、情報量及びネットワークへの参加機関がふえることにより効果的なシステムとなると考えております。なお、システムの本稼働は27年度中と考えております。

○議長 東 英男君 黒黒弘議員。

○黒黒 弘議員 ふるさと納税の関係ですけれども、新聞どおりで、高額なバッグが人気だったというようなお話でしたけれども、どうもこの金額を言うときにちょっと勘違いというか、わからないことなのですけれども、このバッグが1,700万円分あったというお話でしたけれども、今回の補正予算で出てくるというのは、特産品の部分での金額になりますよね。今言ったバッグの1,700万円というのは特産品分だけの金額を言っているのか、これを望んで寄附金として来た金額を言っているのか、これ区別しないとえらい数字になってしまうのかなというふうに思うのです。その辺のところ、委員会ではないのであれけれども、小さいけれども、一回確認をまずさせてもらいたいのと、それからどうやらさっきのお話だと申し込みの9割がふるさとチョイスという、いわゆる民間のウェブサイト。これは私もよく見ますけれども、そんなにここから来るのですね。それ以外1割はどこからなのかという、ちょっと驚いたのですけれども、あそこのふるさとチョイスは、見てみるとページの仕組みに、仕掛けに相当、やっぱり向こうはプロですから、どこの自治体からでもお金になったり手数料が入れば一番いいことなので、ただそこを今後どうやって、またこれからもこの好調さが続くためにはやっぱりいろんな手だてを考えていかないといけないと思うのです。今バッグが好調だからといっても、これがいつまで続けられるかといったら僕はそうでもないだろうなというふうにも思うし、そこはわからないところですが、例えばふるさとチョイスを見てみると、特産品の中で選択肢としてバッグというところがないのです。どこから皆さんが入ってきてバッグに行き着くのかなというのが私もよくわかっていないのですけれども、とにかくインターネットというか、そのウェブサイトを見る人たちは、いかに新しい情報がそこに載っているか。市長もやっぺらから、なるべく新しい情報をどんどん出すことによって、また次の人が見てくれるというような、まさに取っかかり始めると大変なことになると思うのですけれども、ただ9割がそのふるさとチョイスというサイトからだとすれば、今のこの現状をよしとするのではなくて、何弾かに分けて、いい特色のあるものを出していかないといけないなというふうに思うのですけれども、その辺の戦略っぽいものを聞かせていただければなというふうに思いますし、今回結構大型な予算になりましたので、できれば不用額が出ないように頑張っていたいただければなというふうにも思うのですけれども、その点今後のこの好調さを維持できるという点のもうちょっと具体的な戦略みたいなもの、この

点についてはお伺いします。

情報共有ネットワーク構築の関係ですけれども、えらくすごいものができるような感じがします。今の市民部長のお答えですと病院のほうにサーバーを設置するというようなお話があったのですけれども、基本となるサーバーということになると、今の病院にあるシステムというのはあると思うのですけれども、やっぱり同じように大型なスーパーコンピューターみたいなものでも入れて、そこでやっていこうというようなイメージが今見えますが、その辺はどうなのでしょう。そんな大がかりなことをこの金額でできるのかなというふうな感じもあるわけですが、その辺のところと、それから市長も力を入れていらっしゃる今後の地域包括ケアについて、とても大切なネットワークになるのかなというふうに思うのですけれども、ただ市長はこれまでも地域包括ケアはこれからやっていかなければならないし、在宅医療を充実させていくことなのだというふうなお話もありつつ、ただなかなかこれは時間がかかるんだと、こうずっと言われていますよね。まだ道半ばだけれども、砂川版の地域包括ケアを何とかしていきたいというのが今までのお話でしたけれども、何かこう、ソフトのほうだけ先にいってしまって、本当の意味でのネットワーク、これはハードと言ったら変ですけれども、いわゆる地域包括ケアに向けての病院とあるいは介護事業所、そういう意味での本来のネットワークというのが十分でき上がっているのかなというふうに思うのです。そうでないままでもし仮にネットワークだけ、情報だけが流れていくようになってしまうと、これ相当な個人情報ですよ。先ほど電子カルテとか画像というような、医療関係とかというお話もありましたけれども、もしかしたら民間の介護事業所あたりもつながっていくのではないかなというふうにも思うのですけれども、そんなものまでいろんな人が見れるような形になっていったら大変なことになってしまう可能性もあるのかなというふうにも思うものですから、その点でいうと、このセキュリティーというのは、一体どんなふうになっているものなのか。相当、本当に高度な個人情報をかなりの方々が見れるようなシステムになっていくのだろうし、またそういうふうになっていかないと本来ネットワークとして機能していかないのかなというふうにも思うものですから、ただよければいいというふうには私は思っていないくて、本当に今の段階でこのネットワークを入れてしまっても大丈夫なのか。27年度にはというと、もう来年ですよ。来年には本格稼働するというふうにおっしゃっていたので、まずどの辺の段階で本格的に、どこら辺がどういうふうにアクセスしてどんな情報が得られるというような形になっていくのか、もう少し詳しくお話をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 初めに、1回目でご答弁させていただきました1,700万円という金額につきましては、寄附の申し込み金額ということになっております。こちらは11月末現在の寄附の申し込み金額でありまして、いろいろなさまざまな分析等も行って

おりまして、速報値といいますか、先ほど1回目でご答弁させていただきました本日朝の数字でいきますと、10万円以上の寄附をされている方につきましては、金額といたしまして既に2,180万円という形になっているところでございます。このようにソメスサドルさんのバッグを中心に高額な寄附を寄せられているというのが本市の特徴でありまして、これらをいかに活用しながら寄附を継続していくかという部分が課題になっております。議員さんのほうからお話ありましたふるさとチョイスのページにつきましても、私どももいろいろ毎日のように見ていくのですけれども、皆さんが、寄附される方がどのような形であるページにたどり着いていくかというふうに見ますと、なかなか簡単ではないのかなというふうに思っておりますけれども、そのような中でも毎日のように高額な寄附がされると。現状といたしまして、一番早く見る方法といたしましては、ファッションというカテゴリーがあります。カテゴリーがかなりの種類、食料品等の種類別にあるのですけれども、そのファッションというカテゴリーを開いていただくと、1ページ目のちょっと下段のほうになりますけれども、ソメスサドルさんのバッグが何点か載っております。そこを開いていただくと砂川市の特産品につながるという形になっておりまして、そこで見ていただいているのではないのかなというふうにも思っております。

砂川市としてこの寄附の状況を継続するために、できれば、バッグという特殊なものもありますので、そのようなカテゴリー分けができるのかどうかというのをポータルサイトを運営している企業に確認したところ、そのようなことも検討に値するというふうにも言われておりますので、そのようなことも訴えながら、より砂川市の特産品に目が届くような形にホームページ等もしていただければと思っております。また、ふるさとチョイスは、トップページに特集のコーナーというのも設けております。これにつきましては、別段30万円程度の経費を支払うことで特集ということで掲載はされるのですけれども、こちらにつきましてはホームページを見ますと、もう既に27年度分については全て埋まっているような状況にもなっておりますので、その辺の対応もなかなか難しいのではないのかなというふうに思っております。あと、全体的に新たな特産品を掲載したときに「new」という、新しい商品が掲載された場合についてホームページ上部に掲載されるようですので、それら新たなものも加えながら、特色あるものを加えながら、できるだけ多くの方にホームページを見ていただく、私どもの特産品を見ていただくという形にしていきたいと思っております。

あと、不用額が出ないようにというお話もございました。寄附につきましては、基本的には寄附の税制自体が1月から12月というような状況になっておりまして、一般的に言いますと12月がやはり最終月ということでかなり伸びるのではないかなというふうに言われているようであります。また、12月から、今月からやっとクレジット納付も行っておりまして、本日朝までの数字といたしましては138件、613万円の寄附をいただいているところでございます。今まで10月、11月と寄附を受けておりますけれども、10

月よりも11月のほうが件数、金額とも多うございまして、11月の実績といたしまして203件で1,252万1,000円という金額でございました。これがきょうの朝現在で、約7日程度の日数の中で138件の寄附をしていただいているという部分もございすし、そのうちクレジット納付が85件という形になっております。クレジット納付することによって、納めていただく方はその場で決裁できると。今まででありますと私どものほうで郵便の振替用紙を送って、それをお持ちになって納めていただくという手間がございましたけれども、その部分が解消されたということもあろうかと思っておりますけれども、一定の率でクレジット納付もされているところでございますので、今後もある程度は伸びるというふうにも考えております。また、寄附をしていただいた後、今後クレジット納付の場合であればすぐ決済をされたことが確認できますので、特産品等もすぐお送りすることができます。これが年度末の3月時点等の中で寄附をされた場合につきましても、26年度で特産品をお送りするという形にもなりますので、ある程度余裕を持った予算計上をしていかなければ、どの程度の寄附を見込めるのかという部分もございすので、一定程度の特産品をお送りするための経費を計上させていただいたところでございます。

いろいろ今現状といたしましても新たな特産品というのも考えていますけれども、1年通してお渡しできる特産品というのなかなか難しゅうございす。リンゴにつきましては10月1カ月の期間限定という形になりましたけれども、こちらにつきましては10月の寄附の約半数がリンゴの寄附という形になっております。そのような期間限定にいたしますと、やはり注目度もありまして寄附もふえるのかなとは思っております。そのようなものがないのかも含めまして、今後庁内全体を通して何か特産品がないのかも含めまして検討を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) ただいま情報共有ネットワークシステムの関係でサーバーの関係であるとか、さらにはセキュリティー、そしてどんな医療情報を提供するのかといった関係でご質問がございましたので、私のほうからご答弁申し上げます。

初めに、市立病院内に電子カルテ、さらにはパックス、これはいわゆる放射線画像システムでございす。この情報を外部から参照できるサーバー、地域連携サーバー、業界用語でいいますとゲートウエーサーバーと申しますが、そういったものを設置するといったことで考えているところでございす。この地域連携サーバーの役割ということでございすますが、このサーバーを介することで電子カルテ、さらにはパックスと、そういったものに直接アクセスしないといったことで、市立病院の情報流出、さらには情報の改ざんといったリスクをなくすることができるといったことでございす。そして、この情報を、先ほど来申し上げている訪問看護ステーション、さらには市内のクリニック、そして介護保険事業所等がインターネット通信網を登載したタブレット端末等を使用することで、患者、さらには利用者宅において医療情報を参照することが可能となるところでございす。そ

うした中ではデータの関係でございますが、これは市立病院には蓄積しないと。データセンターといったことで道外にあるデータセンターを介しまして送受信する。いわゆる今はクラウド方式といったことで言われております。この方式を採用していく考えでおります。現在こういった医療情報の共有ネットワークシステムを構築しているという自治体においては、こういったデータセンターを介した中でこのクラウド方式を採用しているのがほとんどでございます。そうした中では、このデータセンターを利用することによりまして、先ほど申し上げたとおり市立病院に直接アクセスするといったことにはならないと。必ずこのデータセンター経由で市立病院に問い合わせしてくる形になってくると。そこで高度なセキュリティーをまず確保できると。あわせて、こういったデータセンターを利用することによりましてサーバーの設置台数というのが少なくて済むと、もちろんサーバー室のスペースを含めまして病院の負担も少なくて済むといったことでございます。あわせて、障害発生時におきましても短時間の中で復旧が可能となるといったことでございます。

それで、1点、セキュリティーの関係でご心配いただいているところでございますが、このデータセンターとの通信でございますが、ここにはIPsecVPN、一般的にはバーチャル・プライベート・ネットワークと、こういった技術を使うと。この技術につきましては一般のインターネット回線網内に仮想の専用トンネルを設置して、そしてデータをカプセルに包み込んで暗号をかけて送受信すると、そういった技術でございます。この方法につきましては、セキュリティーレベルが非常に高いということで、厚生労働省が定めます「医療情報の安全管理に関するガイドライン」に準拠している回線でございます。

それと、提供する診療情報ということでございますが、現在のところは例えば患者の基本情報、病名、処方歴、各種オーダー、これは処方であるとか注射などの情報、さらには検査データ、画像データ、看護記録、そういったことで主治医の意見書、さらにはジェネリック医薬品の情報等が考えられるわけでございます。そうした中で必要な情報につきましては、今後地域ケア会議等において協議した後で、その後市と病院のほうでも決定していくと、そういった予定でいるところでございます。あと、必要な情報を提供する場合、やはり非常に大切な個人情報となるといったことから、一応現在のところ本人同意といったことで、個別で同意を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 では、最後の質問ですけれども、ふるさと納税、久しぶりに明るい話題というふうに思っていますけれども、何かどこかのメールを見たら、特産品の中で届かないものがありますと苦情があったように、砂川のことなのですけれども、これ2,800万のうち2,100万がバッグということになるとえらい金額ですよ。つくる側も忙しいのではないかなというふうに思うのですけれども、今砂川市のサイトだけではなくて、

こっちのサイト見ても90日ぐらいかかるというふうな、これ90日待つというのもまた……。かといって、つくれないのに頑張ってもらおうというのも大変でしょうから、その辺のところは、やっぱり早くやったら早く届いてというのはあるのでしょうか、少しお互いに連携を取り合いながら、なるべく早く、せっかく納税してくれた人に特産品を渡せるようなことというのは必要なのではないかなというふうにも思います。

それで、介護の関係のネットワークの構築事業ですけれども、たまたま今回は病院のほうが大きな予算で、それから介護保険のほうが小さな予算で同じシステムということになっているのでしょうかけれども、実際27年から本格稼働していくということになったときにどこが主体でやっていくことになるのか。何となく金額だけでいくと、このネットワークに関しては病院が中心になるような感じがあるのですけれども、私はそうであってはならないのかなというふうには実は思っていて、地域包括ケアというのはやっぱりきちっとやっていかなければならないところは確実にあるわけで、ではそれが果たして病院なのかなというふうには私は思っていて、そこのところを本格稼働に今後向けていく中ではっきりと位置づけというのを今教えていただきたいなというふうに思うのです。高度な情報といって、今のところは電子カルテとか画像とかということしか聞こえてこないのですけれども、果たしてこれが普通の介護事業所に本当に必要なのかどうかですよね。今のこの現状でいけば、何が必要で、病院から出てくる情報はどんなものが必要なのかということがよくわからないのです。今お話の中では電子カルテとか画像とかですから、エックス線の写真見て、例えばケアマネさんがそれを見て、どう生かそうとするのか、そこまで本当に必要なのかどうかということはあると思うのです。逆にもっとこのネットワークがよいネットワークになっていくためには、例えば保健師さんが行っている健診のことがその中に、ネットワークに載って行って、市民全体の健康状態みたいなものも、本人同意ということがもちろんあるのでしょうかけれども、お互いに共有できるようなシステムにまで成長して発展していけるのか、そういうようなイメージもされているのかどうか最後にお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 特産品が届いていないというメールもあったというお話でありました。現状の事務の流れといたしましては、寄附の申し込みが例えばふるさとチョイスからありますと、私どものほうでその方に対しまして振込用紙をお送りして、その後寄附される方に郵便局なりで納めていただいて、それが郵便局の事務の流れの中で届きますので、やはり若干タイムラグがあるということで、申し込んだのですけれども、なかなか届かないということがもしかするとあると思います。クレジット納付でありますとすぐ納入されたことが確認できますので、それらの対応できますけれども、若干そのあたりのタイムラグはあろうかなと思っています。その点につきましては、事務を迅速に図りながら、そのようなことがないように手続をとっていきたいというふうに考えております。

また、企業名になりますけれども、ソメスサドルさんの分の発注、確かに数が非常に多うございます。当初の打ち合わせをさせていただいた際には寄附が納まった段階で業者さんに発注するというような事務の流れでございましたけれども、それではなかなか時間等も大変だという、間に合わない部分がありますので、現在は申し込みいただいた段階で、実際には納めていただくかどうかまだ不明なところもございます。今寄附の申し込みをしていただいた方全てが納めていただいているところでもございません。何件かの方はまだ納めていただけていない部分がありますので、ですけれども、そういう状況でもありますけれども、やはりなかなか生産に時間がかかるということで、現状といたしましては企業さんのほうのご理解をいただきながら、寄附の申し込みがあった段階で製造に入るということで聞いております。そのような形の中で時間を、タイムラグを短くしようというふうに考えております。90日ということは非常に長い時間お待たせする部分もあるのですけれども、企業として高価なバッグになりますと注文があってから生産という部分もあるようですので、それに際しましてはその原材料の調達から始まるというふうにも聞いておりますので、そのようなことがありますので、おくれて寄附の申込者にご迷惑をかけることも考えまして90日ということで日程を設定させていただいておりますけれども、現状としては迅速にお送りできるような体制を私どもできる範囲の中でとっているところでございます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうから順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、今回の情報共有ネットワーク、この構築につきましてどちらが主かということでございますけれども、こちらのほうはこのネットワークと、それから地域包括ケアシステムと分けてご答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず今回の情報共有ネットワーク構築事業につきましては、在宅医療推進のための医療と介護の連携強化が必要であることから、市立病院と市介護福祉課の双方が協力して取り組むべき事業と考えておりますので、どちらかが主体ということではなく、双方連携の上、役割分担を行った中で一体で在宅医療の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、地域包括ケアシステム、この担当につきましてですけれども、この地域包括ケアシステムにつきましては団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要であるというふうに考えております。今後増加が見込まれる認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも地域包括ケアシステムの構築が重要であります。今回のネットワークシステムの構築は、在宅医療推進を図るための地域包括ケアシステムにおいて基盤となるものでございます。一方、在宅医療の推進は地域包括ケアシステム構築のた

めに大きな役割を担っておりますが、まだ多くの要素が必要になってございます。このことから、地域包括ケアシステムの構築には市介護福祉課が中心となって担うものということで考えてございます。

次に、システムの詳しい利用方法ということでございますけれども、先ほどお話のありました健診情報等ということがございましたが、これもその健診情報をどういうふうな形で入手をして活用できるかと、これは今の議論の中に入っております。ですから、こちら中身としては医療機関同士、それから医療部門を含んだ訪問介護ステーションとのやりとり、それから介護部門だけのやりとり、この3段階でいきますと情報の内容量というのは少しずつ変わってくるというふうに判断していますので、それぞれのところでどういう情報を共有できればそれを自分のところで使えるのかというのは、今随時会議の中で検討しているということでございますので、全体のくくりの中ではこういう形で進めますけれども、個別具体的にはまだ少し時間をかけながら、本稼働までの間には必要な情報を必要なふうに回せるというふうに取り扱えるように考えてございます。

○議長 東 英男君 他にご発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第3号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております10議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時40分